



京之水

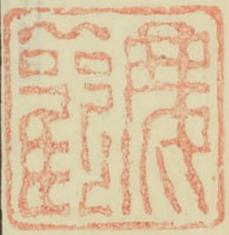
鳳乃卷

14
3157
54(22)



京の各 鳳之卷

平安 種里 舜福 湘夕 編



左京右京之記

左京右京坊城等其制度ハ 文武帝の御時平城都小初備凡
 其を具へて之を以て其詳也其知る所也 桓武帝今其地
 移以遷一移之なり。其に於て兩京坊城乃創法嚴重なり
 其れより已に其の制法又 左京右京の廣さ東西の條三十二町小南北の條
 此小より推知へ 三十八町之朱雀通今の千本通北は朱雀門 左京右京の間ありて道
 幅二十八丈あり。其れより東の分は左京なり。左京職を掌る。其
 中二町小町敷六百八町保敷百五十保坊敷三十六坊あり 委ハ未又 康の端ハ

京極といふ。朱雀通より西の分を右京といふ。右京職は少府。其中
町敷六百八町。保敷百五十保。坊敷三十六坊あり。左京と同く。中
ちも西の端は右京極といふ。都の惣號は平安城といふ。一
都と稱する。中へ遠近より集まる。人の都會を都の謂ふ。又都と
いふ訓を榮華之花洛ともあづく。○王城は王の往之字彙曰天下
往の貌城は盛之國都を盛受るの貌。淮南子曰。絲より人。禹王の父
城を初と造る。都城は三重の差別あり。京城皇城宮城。京城といふ
總都をいふ。是は平安城の皇城。皇城は皇居の總構の内。諸司百寮も
采心の内あり。所謂大内裏といふ。是は宮城。皇城は皇居の中央
あり。雍録六典云。唐の都城三重あり。外の一重は京城とあづく。○京師は衆大を
内の一重を皇城とあづく。又内の一重を宮城と號く。云々

下書

の名義。詩經公劉篇曰。陟南岡。乃覲于京。京師之野。是爲郵箋。曰都
邑。營之。營之。營之。朱註。京ハ高丘あり。師ハ衆ハ兵衆
居と云。董氏曰。所謂京師の號ハ高丘也。後世不逮。人々都と稱す
を以て。京師といふ。蔡邕が獨斷云。天子都也。所を京師と云。京
水之地下の衆。さよのふ過た。地也。地也。地也。天子居て遠き
京ハ大なり。師ハ衆なり。爾雅ハ京ハ高也。天子居る。居て遠き
を視の意。師ハ衆なり。人々民也。高丘也。○九重都と稱する
第一周禮。匠人職。凡九里旁三門。國中九經九緯。以
註曰。方九里。周の代。此都の廣。四方三門。皆あり。合て十二門あり。同
疏曰。十二門を通。十二支と云。國中と云。皇城の宮城の事。

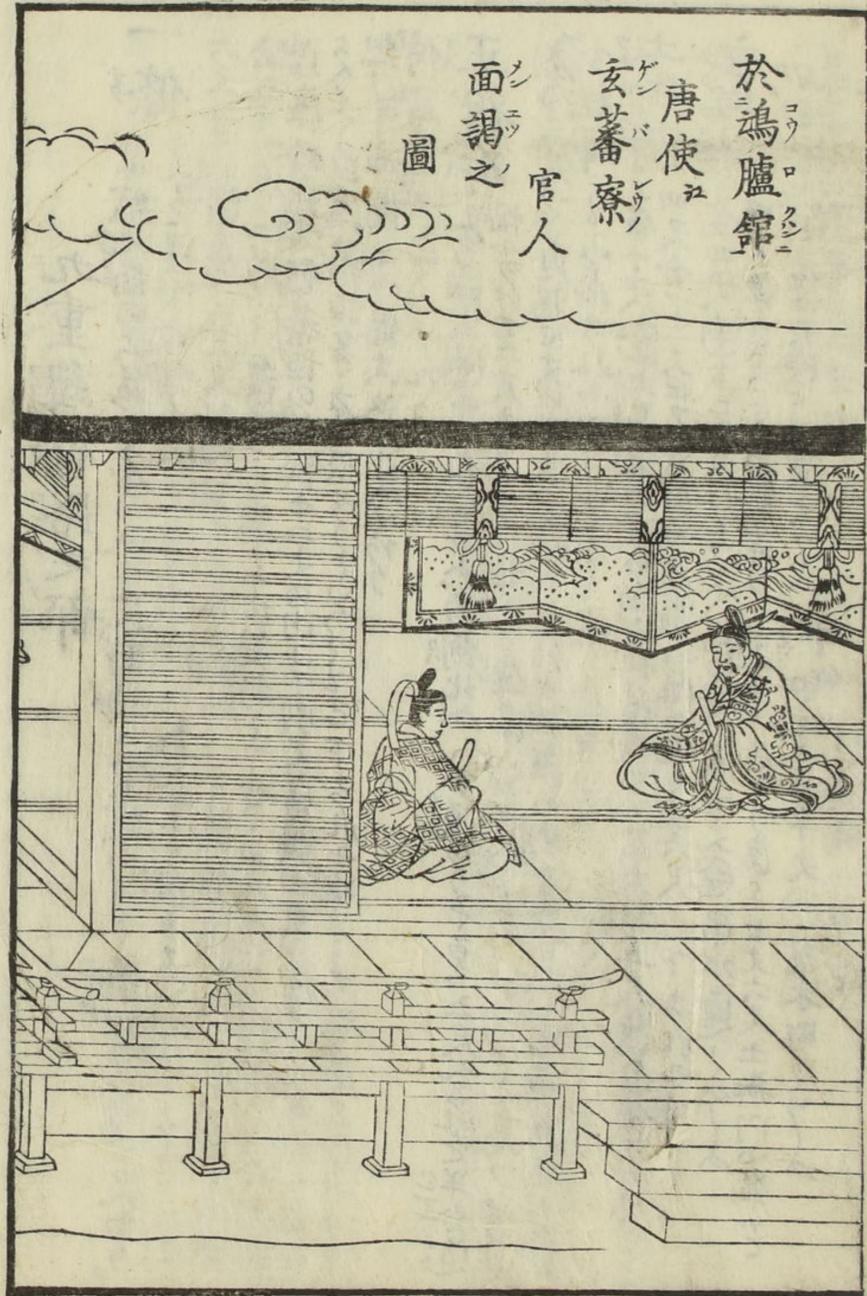
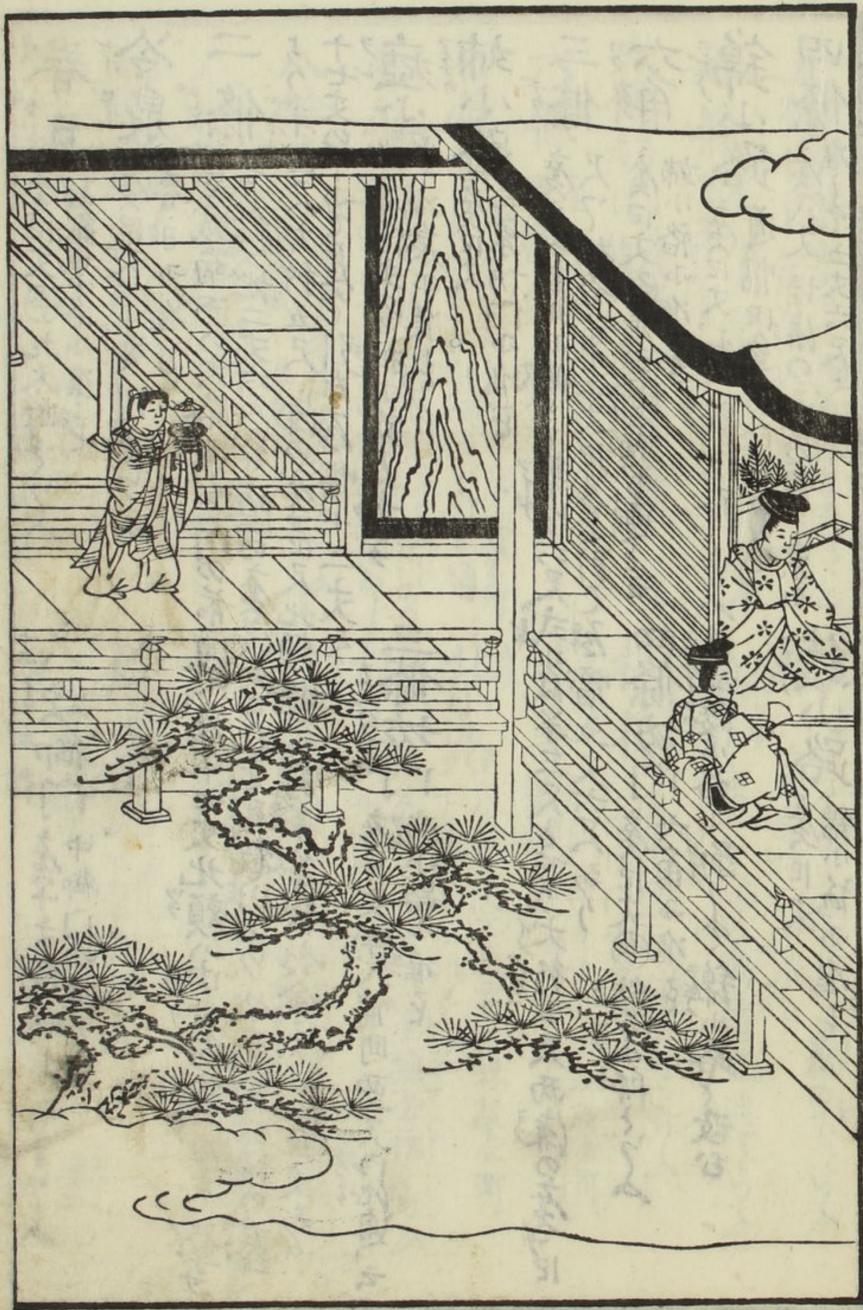
塙を末代と相定べし。都の四記なきを以て修むるを怠らぬ。出
畏く釋せしむる。云。於是洛中の封境を諸侯に佐り四方を治む
後。然るも一町小路の本名は卷の異名を多く呼て舊法に
威も故不今式文を解し九陌の古號道路の間文今時の京程比を
率す小記一也。蓋多歴久遠此れを微細不舊而觀に察と爲す能は
後の後才との纂塞に於て并麥成監ふと云々

式は下八延喜式の文。拾芥抄山城名勝志山州名跡志等同文あり

式京程南北一千七百五十三丈。及北一條より南九條まで三十八町の丈敷
及不洛小路の道幅墮備地を以て各合し一町を以て一町の長四十丈
今時の一町の長六十間の様を以て相當と爲す四十三町半十三丈と爲す

九重緯條路之部

一條皇城北面の大洛へ度サ十二丈。南類ハ皇城より築垣の厚サ七尺あり。
六尺五寸墮の度サ八尺。又北類ハ大洛の制あり。築垣の厚サ六尺。これを半分
墮備地大洛築垣の厚サ十二丈の内にて引を道幅七丈と爲す。大洛小路ハ
但一四圍ハ一條大洛十丈と爲す
傳寫の謬あり
正親町度サ四丈。中立賣といふ。南側北側とも垣あり。厚サ五尺。これを半分道
幅サけて二尺五寸と爲す。垣より障子ハ大洛と爲す。三尺。障子の
度サ二尺。道幅は丈の内にて引を兩障の厚サ三丈と爲す。小洛の
分経緯ともみおちれり
土御門度サ十丈。上長者町といふ。此の垣の厚サ三尺。大洛五尺。障子の厚サを
雁鳥司度サ四丈。下長者町といふ。障子の厚サ三尺。大洛五尺。障子の厚サを
勘解由小路度サ四丈。下立賣といふ。障子の厚サ三尺。大洛五尺。障子の厚サを
中御門度サ十丈。榎木町といふ。障子の厚サ三尺。大洛五尺。障子の厚サを



於鴻臚館
唐使
玄蕃寮
官人
面謁之
圖

春日 廣八丈 今九太町とらふ

大炊御門 廣十丈 今竹屋町とらふ

冷泉 廣八丈 今夷川とらふ

二條 皇城南面の大路朱雁門の前通へ。廣十七丈北頬八内裏の築垣にて厚サ七尺、堀地二丈六尺、寸墮の廣サ八尺、耳敏川とらふ。南頬八内裏の築垣より半二尺、大竹五尺、堀の廣サ八尺北頬築垣の半等、堀合を以て五丈あり。十七丈の中、是を引た、堀幅十二丈あり。

三條坊門 廣八丈 今八幡町西へ六内池通へ

三條坊門 廣八丈 今八幡町西へ六内池通へ

三條 廣八丈南北兩側とも築垣六尺、式、及半三尺とあり。大竹五尺、兩溝の廣サは尺、堀合を以て二丈、尺を引、堀幅五丈六尺あり。

六角 廣八丈 今東へ北へ堀通へ

錦小路 廣八丈 今初八裏小路とらふ。後世綾小路と稱して錦小路と改む。

四條 廣八丈 堀溝の廣サ幅三條小

綾小路 廣八丈 今錦小路とらふ

五條坊門 廣八丈 今佛光寺通へ

高辻 廣八丈 今八枚の下とらふ

五條 廣八丈 今松平通とらふ

樋口 廣八丈 今萬壽寺通とらふ

六條坊門 廣八丈 今五條橋通と云

楊梅 廣八丈 今老松町とらふ

六條 廣八丈 今東へ北へ堀通へ

佐女牛 廣八丈 今東へ北へ堀通へ

七條坊門 廣八丈 今東へ北へ堀通へ

北小路 廣八丈 今東へ北へ堀通へ

七條 廣八丈 道幅又六尺、堀川あり

梅小路 廣八丈 今西へ北へ堀通へ

八條坊門 廣八丈 今西へ北へ堀通へ

針小路 廣八丈 今田畑の細溝とらふ

八條 廣八丈 今大宮とらふ

信濃小路 廣八丈 今東へ北へ堀通へ

九條坊門 針小路とらふ

九條 廣十二丈 平安城南方の封境、羅城門の外、築垣の半三尺、大竹七尺、堀の廣サ一丈、堀を以て十二丈の中、引た、道幅十丈あり。

長安之部

右京と稱する所凡十町許あり其東内野あり是皇城の舊地也大内北之

長安東西の條路ハ洛陽より直下西に通じて大路小路も同號之
道幅の丈數築垣犬行溝等の間丈も共不相同ト圖中は委々凡だ
ち小略凡長安の町小流不古より異名少々ありち小載を

- 音町 長安正觀町
- 筑紫町 口鷹司通
- 松井 口雷解小路
- 木蘭 口春日通
- 經師町 口冷泉通
- 西土御門 長安土御門通
- 西近衛 口を馬通
- 西中御門 口中御門通
- 馬寮大路 口大炊御門通

式北極并次四大路廣各十丈 北極は一條通ひの而圖ハ廣サ十二丈より

前より後より京社南北の地負板も十二丈小のゆちち六各より凡十丈と見つる

次の四大路ハ土御門 近衛 中御門 大炊御門ニ廣サとあり十丈といふあり

式宮城大内南大路十七丈 南大路は内裏の外郭南面朱雀門の

二條通へ廣サ十七丈といふあり北側の堀を耳敏川といふ

式次六大路各八丈 又は二条より以南 三條 四條 五條 六條 七條

八條 等の六の大路ハ廣サ八丈といふあり

式小路二十六廣各四丈 又は東西の小路の板合も十六とあり 正觀町

倉司 高解東流 春日 冷泉 瘧小路 三条坊門 姉小路 六角

四系坊門 錦小路 綾小路 五系坊門 高辻 樋口 六系坊門 楊梅

左交牛 七条坊門 北小洛 桂小洛 八条坊門 梅小洛 針小洛

九条坊門 信濃小洛 吉原の廣サは丈つとりのみ

式 南極大路十二丈 是は京城南方の封境九條通を南極とりの六條の

廣サ十二丈とりのみ 羅城外二丈 垣基半三尺 大行七尺 是は羅城門

の外九條大路の間の二丈より其の中より築垣の半分の尺溝までの

大行七尺溝の廣サ一丈合て二丈は十二丈の中をさるとり 路廣十丈

是は九條通十二丈の中の内外の間二丈は缺て道の廣サ十丈とりのみ

式 町三十八各四十丈 是は洛陽長安より北極一條より南極九條と

りふまの間の方六十間を町とる

式 東西一千五百八丈 通計東 東西は洛陽長安の兩京なり。

東京極より西京極まで三十二町の町幅より大洛小洛の幅を合し

丈敷なり。東西を系を通計しは。左京右京に東より西へ通

計合しは。四十七間半八丈 小相當を伝なり

洛陽南北道路之部 東より

京極 東朱雀と東極との間 今寺町御幸町の間 式 廣十二丈西側築垣

の半三尺大行五尺溝の廣サは尺。東側垣の半三尺大行七尺溝の

廣サ一丈是は合を二丈を加ふ 東極の外畔に至る七百五十四丈の廣サ

富小路 廣サは丈東側御幸の垣より厚五尺は合を合及幅の間に

東側御幸の垣より厚五尺は合を合及幅の間に 東側御幸の垣より厚五尺は合を合及幅の間に

東側御幸の垣より厚五尺は合を合及幅の間に 東側御幸の垣より厚五尺は合を合及幅の間に

東側御幸の垣より厚五尺は合を合及幅の間に 東側御幸の垣より厚五尺は合を合及幅の間に

万果路

度八丈中御門より北に馬場とつみ
垣溝を極富小路と准と

高倉

度八丈垣溝を極
万果小路と准と

東洞院

度八丈赤板敷例とも築垣ありて半三丈大杉八尺の支障の度
度八丈中御門より北に八丈の中より引たる幅八丈六尺と

烏丸

度八丈中御門より北に火の口
垣溝を極富倉と准と

室町

度八丈垣溝道幅
烏丸と准と

町

度八丈垣溝を極富と室町の准と北に町口とつみ
中御門より南に町尻とつみ
新町とつみ

西洞院

度八丈道幅八丈六尺
垣溝とも東洞院と准と

油小路

度八丈垣溝を極富と町口と准と
一名帯刀町

堀川

度八丈中四丈八川幅と
垣溝とも油小路と准と

猪隈

度八丈垣溝を極富と油小路と准と
中御門より南に敷貫とつみ又二條
二條より北に黒門とつみ

大宮

度八丈内裏東外側通と
赤板敷例の垣半より溝の外畔に至る一丈二尺余五丈引道幅七丈と

櫛笥

度八丈垣溝とも猪隈と准と
櫛笥村あり

壬生

度十丈垣溝とも同院と准と
洛陽より北に福通へ長安より
度八丈垣溝とも櫛笥と准と

皇嘉門通

皇嘉門通
皇嘉門あり

坊城

度八丈垣溝とも櫛笥と准と
田畑の間細路あり名八存と

朱雀

皇城南面經の大御所と北に朱雀門あり。南に羅城門あり。赤板敷
洛陽長安の勢と今十本通とつみ。道の度八丈東西兩側小築垣
ありて厚六尺は半多道の板か入る二尺と。大杉一丈五尺は兩溝の度八丈
尺は板合へて八丈六尺とつみ八丈の中より引たる二十三丈四尺の道幅あり

長安經町之部

長安經の道は洛陽より易らに。又十六の街に設く。大御所は同号
あり。道幅の丈板とも共相同じ。圖中の委りたるは略に。古来より
異名あり分はちし記に

野寺町

長安油小路と
つみ

細井大路

長安西洞院と
つみ

宇多小路

口町口と
つみ

馬代

口と室町と
つみ

惠立小路

口鳥丸とつみ
一名餅取小路
又戸井小路

木辻

口と東洞院と
つみ今木辻村あり

首蒲小路

口と倉と
つみ

山小路

口と万果小路と
つみ今山内村あり

をみくく書たる△溝廣各五尺とは朱雀通の溝の度す。
け所ハ御溝水の下流△兩溝間二十三丈四尺とは朱雀通の度す。
十八丈の内にて兩側の垣北基大初溝の度すと都合す。二丈六尺を引む。
大初溝の度す二十三丈八尺とす。

⑤大路廣十丈とは壬生通の度す△自垣半至溝邊八尺垣基三尺
大行五尺
とは同街兩側の垣北基より大初溝の尺取に都合す。一丈六尺△溝廣各四尺
とは壬生通の兩溝北度す。都合す。八尺△兩溝間七丈六尺とは壬生通の垣
大初溝の丈取二丈八尺とす。十丈の内より引む七丈六尺とす。

⑥宮城東西大路廣十二丈とは内裏東面西面の兩大宮通の度十二丈とす。
△自宮城垣半至隍外畔三丈八尺とは垣の半二尺六寸。埒地二丈六尺五寸

隍の度八尺等。都合す。三丈八尺とす。△自傍町垣半至溝
外畔一丈二尺とは東大宮通ハ西類ハ皇城ハ東類ハ町を。西大宮通ハ東
類ハ皇城ハ西類ハ町を。其兩方の民家の前より垣溝等の丈取す。

⑦大路廣各八丈とは壬生通の西院院東院院の度す△自垣半至溝
邊八尺垣基三尺大行五尺
とは兩大路の垣大初溝の尺取。都合す。一丈六尺とす。
△溝廣四尺とは同く兩大路の溝北度す。△兩溝間五丈六尺
とは同兩大路の度す。八丈の内。垣大初溝等。引む。道幅六丈六尺とす。

⑧小路廣四丈とは洛陽長安の小路の度す△自垣半至溝邊五尺五寸
垣基二尺五寸大行三尺
とは小路の丈取。垣大初溝の尺取。各例合す。一丈六尺△溝廣
三尺とは小路の丈取。各例合す。溝の度す。令す。一丈六尺△兩溝間二丈三尺とは小路の

廣さ四丈の内。垣の基大行儀等五側かてき丈七尺と引て道幅二丈二尺
とりのみ我ぬり

⑤宮城四面自垣半至隍邊三丈 垣基三尺五寸 又一條 二條
垣地廣二丈六尺五寸

東大宮 西大宮の皇城四面垣の基より四方の隍まで二丈とあり。垣地は
大行の廣さゆへ。大内多ハ垣地よりハ。垣と訓ど

⑥宮城南大路廣十七丈 宮垣半三尺五寸 宮城南大路は二條通の
半より廣十七丈の内築垣地合て二丈とあり。隍廣八丈は二條大路

北頬朱雀門のおれ隍の廣さこれを耳敏川よりハ。所せ御後よりハ公事
根源の足つり

ま本 みか舟ふみせ河を後して 祈りする神もあらん 中院入道 右大臣

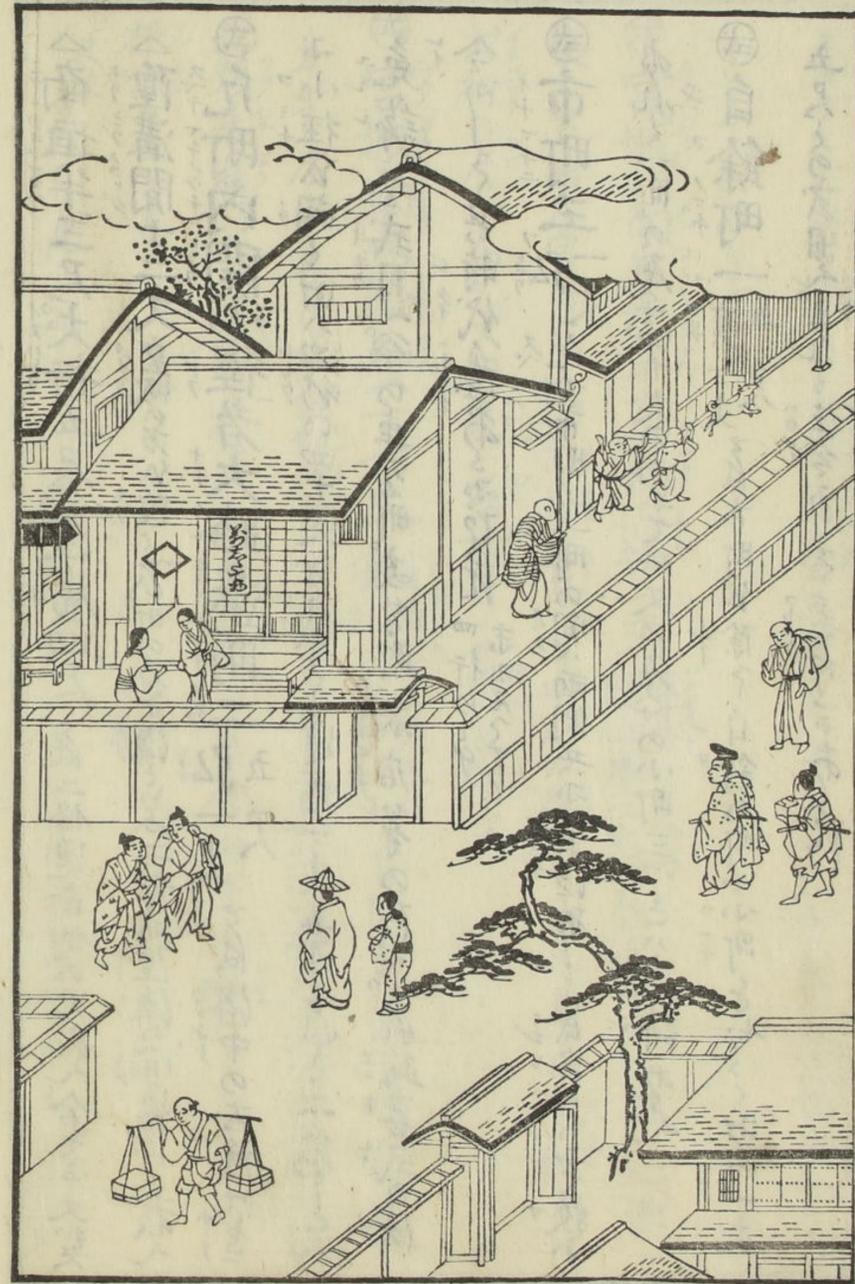
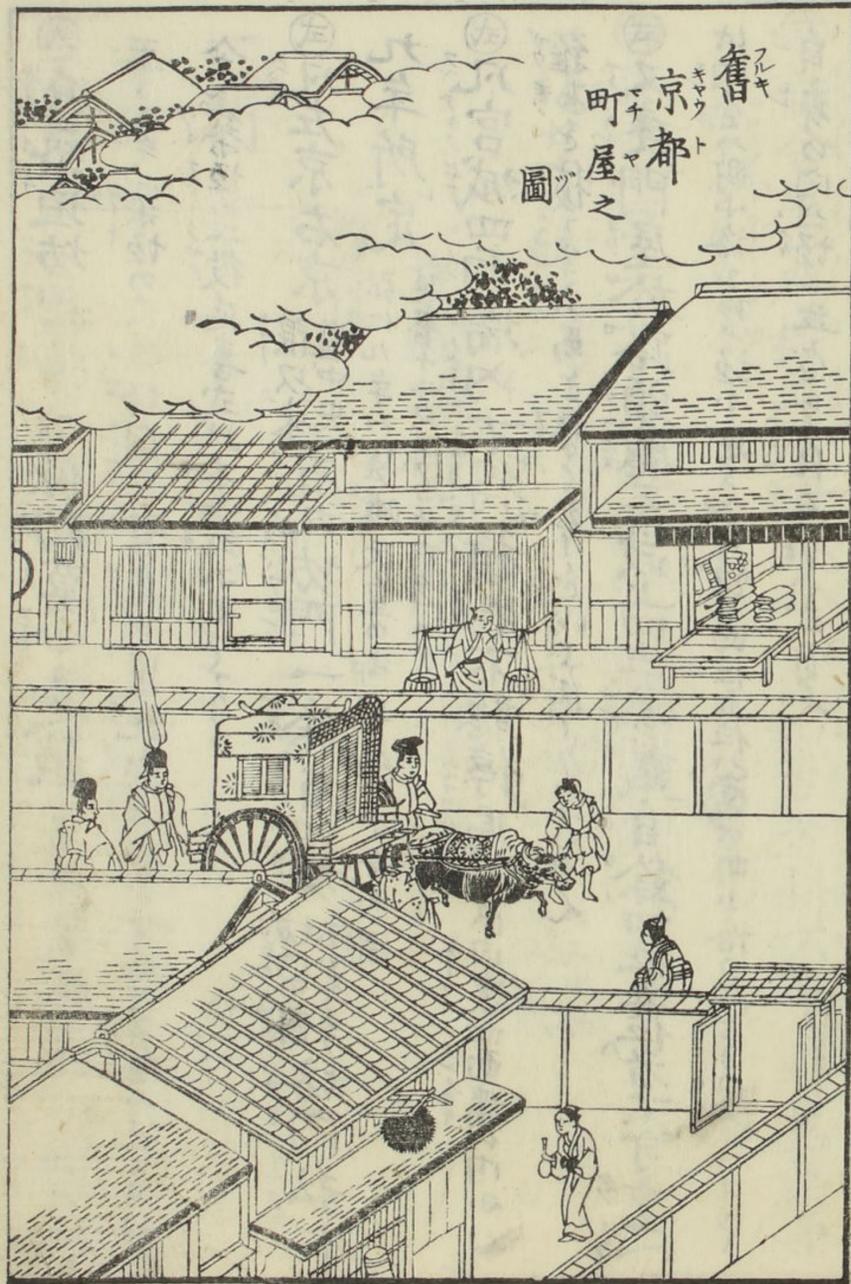
△南垣半三尺大行五尺。隍廣四尺。又二條通南側の尺敷へ。合てき丈六尺
△隍溝間十二丈皇城の方公隍とハ。町の方を溝とハ。三條通隍溝の間道幅又敷へ

⑦凡町内開小徑者大路邊町二弘一丈 又洛中の大路は
小徑松欄くハ四尺の四丈は裁く道幅一丈五尺これを二條とハ

免許は式目。今の車馬町。支替町。衣店等の敷へ。此延喜式の法
令よりハ其時代悉あはれは 四行のり

⑧市町三一丈 又市町十一町の間ハ兩側共小築垣那。民家計りて狭小
那小一町の廣さ四十丈の内より一丈の廣さの小町三ツとハ免許あり

⑨自餘町一廣一丈 又市町は除く自餘の町ハ小町をわくは一丈
五尺との式目。此も法令よりハ悉あはれ



式 凡築垣坊程榜示條防莫令違越凡京城の式目にて後代不
至るまじ築垣の尺敷坊門の程の定め違犯裁及亦たすふべきなりとの法
令に築垣の工役延喜式此木式小尺へり

式 凡左京右京限以中央有九坊門一條有四坊坊門の解ハ坊門ハ右京仁
九年所定 弘仁九年ハ嵯峨天皇の御宇なり平安開闢
延喜十二年より十六年の後

式 凡宮城四面牆內不得積物不聽停馬凡内裏四面牆の内ハ
雜物を積り又ハ馬を敷く事とせむべしとの式目

式 又建門屋於路頭聽三位以上四位參議自餘四位五位者不可立之門を八町小洛小坊垣不建之。自餘の四位五位常の町小洛の門より往來し
自身の内ハ垣不立をのりてつ式目

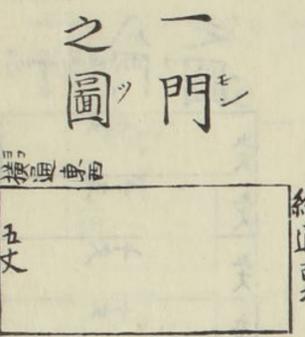
式 諸舍屋簷檣出路頭并他人領地方者科不應輕重可祈モロシキ
ラシキのレヤラシ
ハケレ

式 東西二京千二百十六町圖記ハ異説多し。右ハ京程
圖面の負格不ヤウト

△坊七十二坊左京三十六坊
右京三十六坊

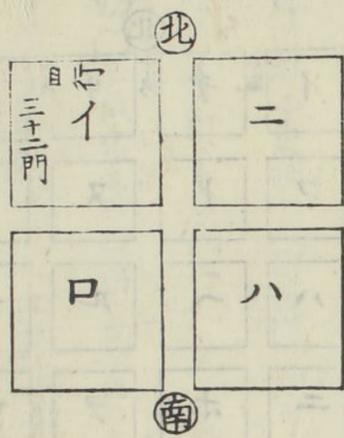
△保三百保左京百八十保
右京百八十保

京城坊保之圖解坊保の積ハ民家
一戸より起ル



一内より六間口五丈奥約十丈と定むる法令あり
縦横の所不拘ら民家一戸のゆへ今俗よりハ
一軒役所と不當。左京ハ皇城の右西北より
右へ始り。右京ハ東北よりかおんらんす

一保之圖



四行の體ハ後世に至るも諦ふべし。横通西八平安塚開闢の條
 小川 醒井 岩上 新町 衣棚 釜之座
 是四行の間ハ小洛を設け式文の證ニ

一保とりひの糸の四行此圖を四目結の如
 四合て二町に方へたとすは之條の北側より
 姉小洛を截て之糸坊門^{八階}の南側を
 室町の東側より烏丸を截て東洞院
 の西側までハ四町ハ一保ノ號くはれ
 唐の代此制ハ左系ハ西北より右系ハ
 東北よりなり

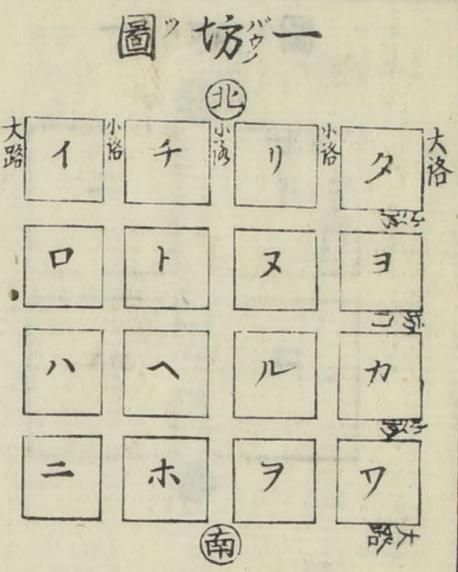
一行八門之圖

十丈	十丈

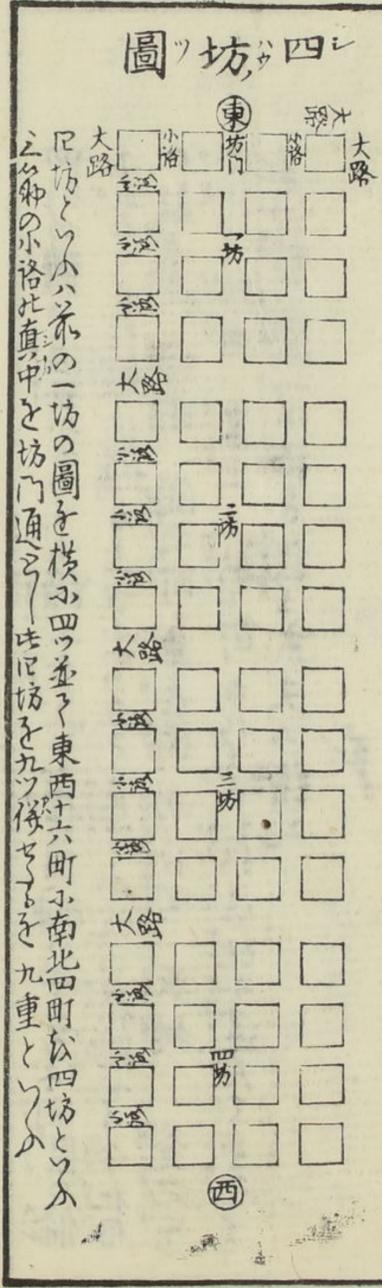
十丈	十丈	十丈	十丈
十丈	十丈	十丈	十丈
十丈	十丈	十丈	十丈
十丈	十丈	十丈	十丈
十丈	十丈	十丈	十丈
十丈	十丈	十丈	十丈
十丈	十丈	十丈	十丈
十丈	十丈	十丈	十丈

横通も町の長さハ十丈ハ四ノ截て
 十丈ハ一行とりひ縦通も町の長さ
 四十丈を八丈ハ截て八つと八門と
 りひ。今の町を河側の積込左系兜
 より多右系ハ東北よりなり

此圖ハを町より四十丈四方ハ
 前の圖ハ縦通四十丈を八ノ截て
 八門なり。横通四十丈を四ノ
 截て四行なり。ハ四行ハ八門を配
 せしむ三十二門と成。田地の何れ幾
 畝なりとせしむ。左系ハ内裏の方北
 より多右系ハ東北よりなり



一坊とつゝの第一の二保の圖は又四目録の
 縦横とも外側を大洛で中を小路
 二重あり。モ之の中北南の坊門通
 りの九重をくくを圖の如く賦し
 一坊二坊三坊四坊あり。左系あり
 始と右系あり始と



一坊とつゝの第一の二保の圖を横四つ並べ東西十六町南北四町四坊とつゝ
 之の如く小路は直中を坊門通とせしに坊を九つ俵とせしを九重とつゝ

一條 桃花坊 一系より土御門まで 今上長 大宮より東系極と六保十四町は
 者町 土御門より南中御門境 今上長 横町の分一坊

北急と號を 侍中群要日一系は 一坊 土御門より南中御門境 今上長 横町の分一坊
 比急大洛とつづく 一坊 土御門より南中御門境 今上長 横町の分一坊

大宮より 二坊 大宮より 二坊 東御門より 二坊 東御門より 二坊 東御門より 二坊 東御門より

一坊とつゝ 桃花坊とつづく ○今の人一修通は桃花坊とつづく 二修通は

銅駝坊とつづく 一通の條の名とつづく 惣とつづく 坊とつづく 右系とつづく

南北に町小東西十六町の場初より町負都合六十四町へ 今地理は併ては六丁本

通より寺町その間二條より三條までの間を九重のつづく 二條教業場の地へ

○坊門は字彙曰坊は邑里の名訓ハニチ。チニタ。コウヂともつづく 門ハ内戸と連

用とつづく 家並の串へ。内裏の間ハ一條坊門とつづく 洛陽陽明門通 二條坊門と

つづく 洛陽都芳門 已下ハ圖中ハ凡へつづく 長安殷富門通

圖中名の遠近一條多ふ屬を以て奉て既註を加ふ

世尊寺 一條の北大宮の御所。原ハ貞純親王の家。攝政伊尹公傳領。世尊寺の東。保光卿の家。行成卿傳領。

桃園 一條の南大宮の東二町謙徳公の家。又法任有入道。爲光卿の家。

一條院 一條の南大宮の東。上東門院御所。西北院 一條の南大宮の東。同御所。

東北院 正親町北大宮の西。忠仁公家。

染殿 正親町南大宮の御所。清和帝母后御所。

清和院 土御門北西洞院の左大臣源信の家。三代實録曰左大臣。皇太子源氏の家。一府あり。率性強雅風尚。又圖画。丹青の妙。以て。殊小馬形。眞を寫すとて。又後撰集の作者あり。

北邊亭

土御門の南東洞院の西二町。拾芥抄曰左大臣の家。講未考。土御門の南高倉の西。昭宣公の家。又左大臣仲平公の家。鷹司の北二町。万里小路の東。從一位倫子の家。土御門の南鳥丸の御所。天子時々此地に御遊。是ハ准之。里内裏とて。大内裏を改め。後遺宮たりとて。非之。多く大内裏の時代。土御門の南二町。京極の東。上東門院の家。後一條。後朱雀。後冷泉。三代の幸所。所て。隱談。又皇后四人。ちて。誕生。又昭宣公の家。近衛の南東洞院の御所。師尹公の家。一説ハ山吹殿。後。清和帝。隱談所。又貞信公傳領。近衛の南東洞院の家。本ハ東一條と号く。式部貞保親王の家。貞信公傳領。一。後。花山院。ち。宸居。一。後。菅贈太政大臣の御殿。後。解由小路の南鳥丸の御所。一。北野祭の日。神官。所。未。桃杷を。後。世。歡喜光寺と号。一。北野祭の日。神官。所。未。桃杷を。後。世。歡喜光寺と号。

棗殿

高倉殿

鷹司殿

土御門内裏

京極殿

枇杷殿

小一條

華山院

菅原院

土御門の南東洞院の西二町。拾芥抄曰左大臣の家。講未考。土御門の南高倉の西。昭宣公の家。又左大臣仲平公の家。鷹司の北二町。万里小路の東。從一位倫子の家。土御門の南鳥丸の御所。天子時々此地に御遊。是ハ准之。里内裏とて。大内裏を改め。後遺宮たりとて。非之。多く大内裏の時代。土御門の南二町。京極の東。上東門院の家。後一條。後朱雀。後冷泉。三代の幸所。所て。隱談。又皇后四人。ちて。誕生。又昭宣公の家。近衛の南東洞院の御所。師尹公の家。一説ハ山吹殿。後。清和帝。隱談所。又貞信公傳領。近衛の南東洞院の家。本ハ東一條と号く。式部貞保親王の家。貞信公傳領。一。後。花山院。ち。宸居。一。後。菅贈太政大臣の御殿。後。解由小路の南鳥丸の御所。一。北野祭の日。神官。所。未。桃杷を。後。世。歡喜光寺と号。一。北野祭の日。神官。所。未。桃杷を。後。世。歡喜光寺と号。

神傳不鮮一云云其後はち 祈々ふる川一 遍上人六条再興
して六条の道場と云天正年中京極不修一 今錦天神と稱せり
中御門の北堀川の東一町。左大臣時平の家 許制ふと川と勅勅の
時々ふと龍居と云云

本院
滋野井 中御門の北西洞院の西
滋野井貞主卿の家

二條 銅駝坊二坊 中御門より南へ二條通まで皇城の
二坊 大宮より
中御門の内諸寮町に坊と云

三坊 西洞院より 東洞院より 凡て六十四町に銅駝坊と号す
東洞院より 東極まで

櫻町 中御門の南万里小路の東櫻樹多し。中納言成範卿居住
藤八歌仙貫之の家と云

高陽院 中御門の南堀川の東南北二町 桓武帝の皇子
賀陽親王の家

石井 中御門の東東洞院の西
重信公の家

内記井 中御門の東東洞院の東院之井と号す
悪所へと云

近院 春日の北鳥丸の東松殿と号す
左大臣能右公の家。松殿八甲の方四分一と云

小松殿 大炊御門の北町口の東
光孝天皇降誕所と云

大炊内裏 大炊御門の北東洞院の東
里内裏の北見上

冷泉院 大炊御門の南堀川の西方二町 嵯峨帝より累代後院より弘仁亭と号す
初は冷然と書しは冷泉と号す泉と改む天曆御記に見へし

小野宮 大炊御門の南鳥丸の西 惟喬親王の家。定頼公をたつて其後又
貞慎公傳領と云

二條院 二條の北堀川の東
天曆帝上の母后の御領

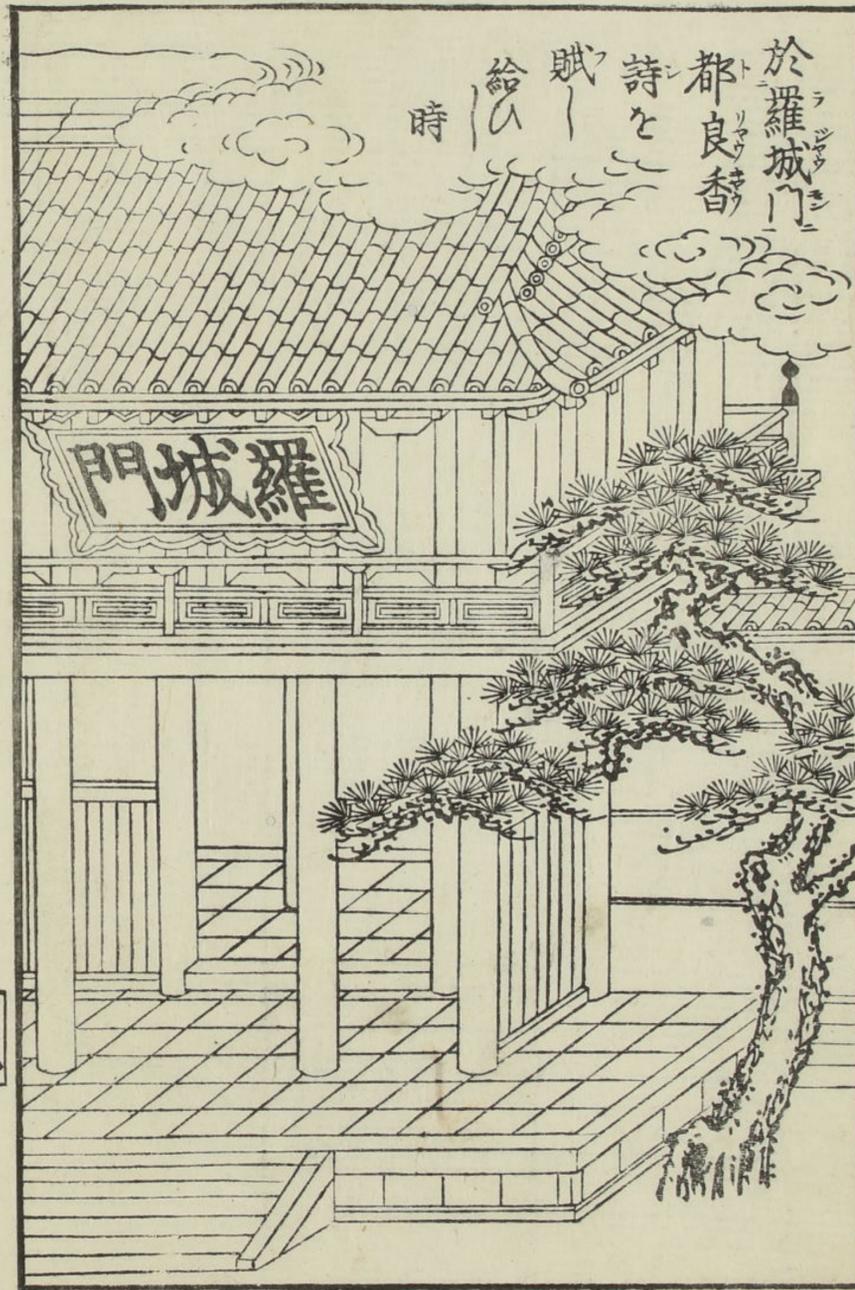
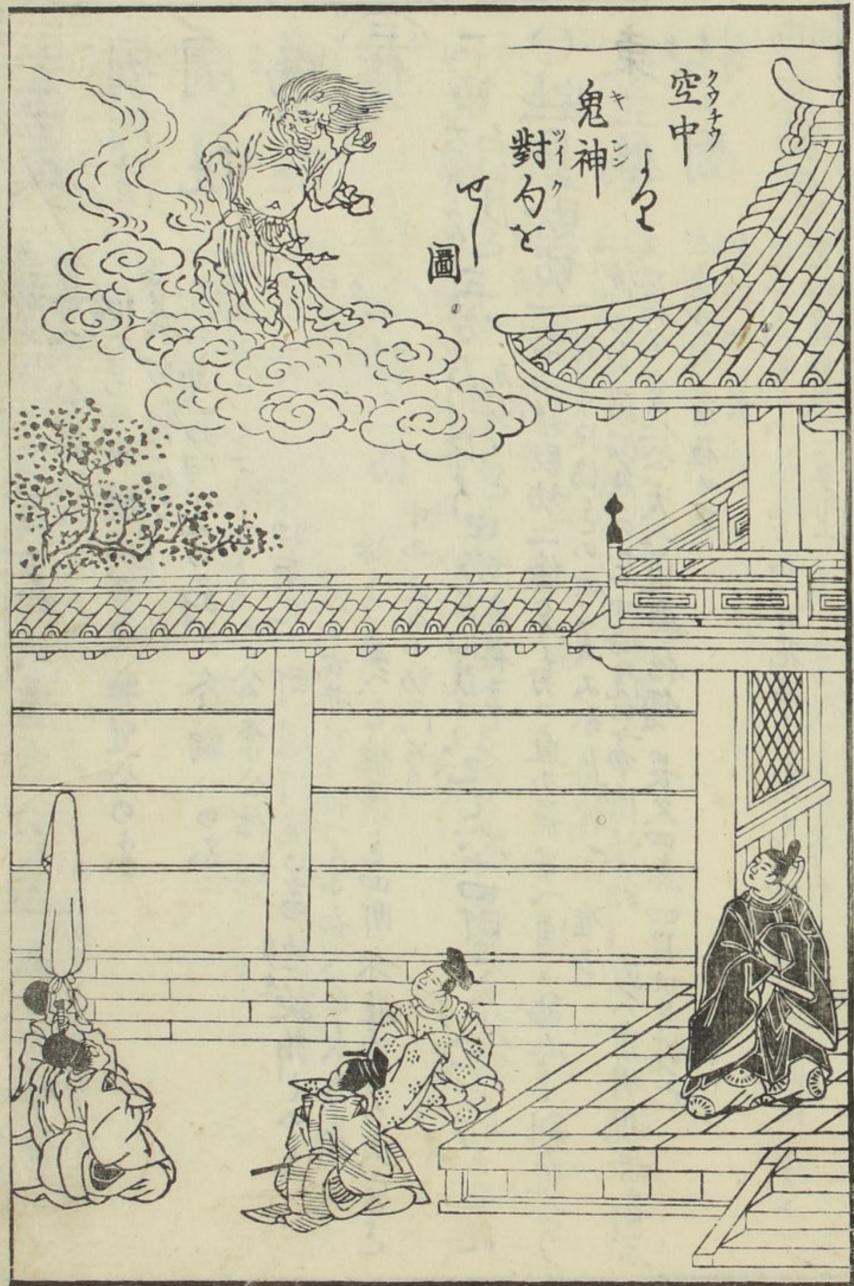
町尻殿 二條の北町口の東
関白道兼公の家

陽成院 冷泉の北西洞院の西
陽成院の東院院所

法興院 二條の北京極の東 初は東二條と号す
二條関白傳領

敷冬殿 二條の北鳥丸の東二町 俊賢卿師尹公等の家。御堂関白傳領
と云大二條と号す

二條内裏 二條の東東洞院の東
里内裏の北見上



御子左

之系坊門の東大宮の東兼明親王の家
長家卿傳領

四條陽永昌坊

二坊 大宮と中四條通と四町朱雀通より
二坊 大宮と中四條通と四町朱雀通より

三坊

東の院より 二坊 東の院より
允て六十四町朱雀通より

○長安永寧坊

町敷洛陽の
准ど

鬼殿

之系のもある院の東 有佐宅 又朝成が跡と云
悪所と云云

南院

北の系 壬生の系
是忠親王の家

四條宮

四條の北 東の院の東 大納言公任卿の家
常小室家 雲護 魏と云

五條陽宣風坊

二坊 大宮と中五條通と四町朱雀通より
二坊 大宮と中五條通と四町朱雀通より

二坊

東の院より 二坊 東の院より
允て六十四町朱雀通より

○長安宣義坊

町敷洛陽の
准ど

紅梅殿

五條坊門の北町 尻の系 北野御子の系と云
北菅大臣社

天神御所

高辻の北 西の院の系 菅神降誕所
菅大臣社

東五條

五條の南 東の院の系
后宮御所 文徳帝の后清和帝の母公南院冬嗣公の家

五條院

五條の北 大宮の系 二町 后宮の院
天子降る所 菅神降誕所

六條陽淳風坊

二坊 大宮と中六條通と四町朱雀通より
二坊 大宮と中六條通と四町朱雀通より

三坊

東の院より 四坊 東の院より
允て六十四町朱雀通より

○長安光徳坊

町敷洛陽の
准ど

千種殿

六條坊門の南 西の院の系 中務宮
貞平親王の家 保昌の系を傳領と云

池亭

六條坊門の南 町敷東隅
保衡の系と云

河原院

六條坊門の南 萬里小洛の東 八町 云々 嵯峨帝第三之皇子融左大臣の家
其後 寛平法皇御所 初ハ四町東六條院と稱れ

○長安開建坊町救洛陽

九條殿 九條坊門の南町尻の東
右大臣師輔公の家 今旧跡不春日祠あり
九條の北 烏丸の西
太政大臣信長公の家 今旧跡又観音堂あり
九條の北 町尻の東
施薬院 今施薬院あり

。是より已下長安の公

宇多院 土御門の北木过の東
寛平法皇御所

栖霞寺 押小路の南東洞院の東融大臣の別荘
栖霞寺領

西三條 三条の北朱雀の西良相公の家
一名百夜公とわづく

西院 四條の北西大宮の東
橘皇太后宮御所 今西院村あり

西宮 四條の北朱雀の西
高明親王の御所 今銚子森あり

朱雀院 三条の南朱雀通の西八町
朱雀帝の仙院之原氏紅葉賀は朱雀院り香のりあり

小野殿 二条の北大宮の西
小野篁の家

小泉廐 長安の中ふ三十町計あり
小泉領とりの

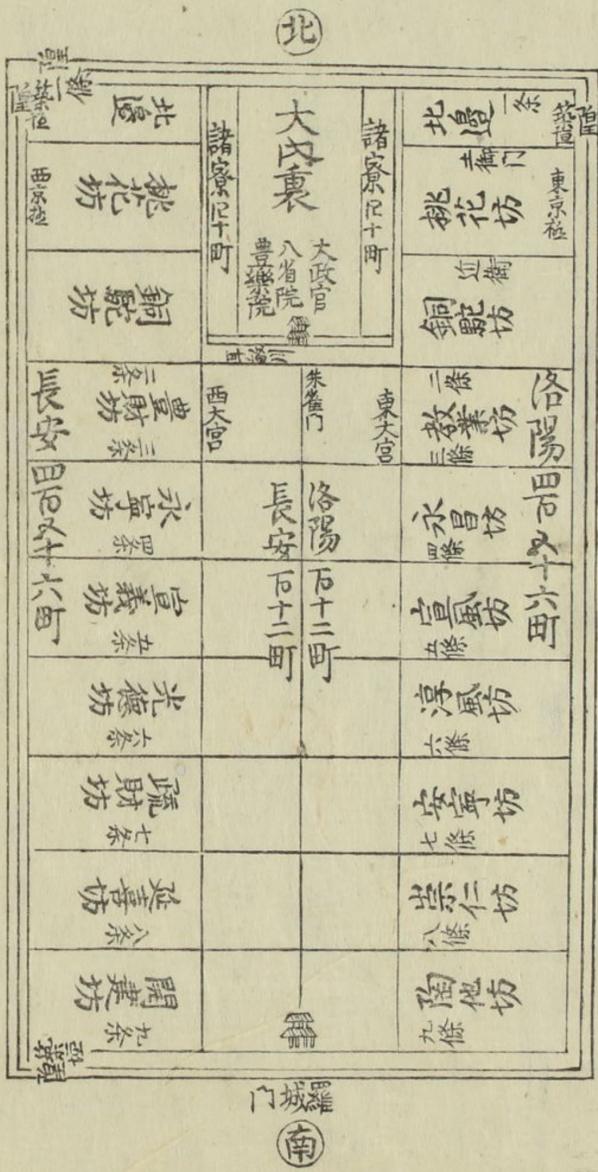
花園 九條の北 朱雀の西
四町

西市屋 大宮の東西佐女牛の南ふ九て十二町あり
東市屋あり

左獄 洛陽の近衛通西洞院
押の隅あり

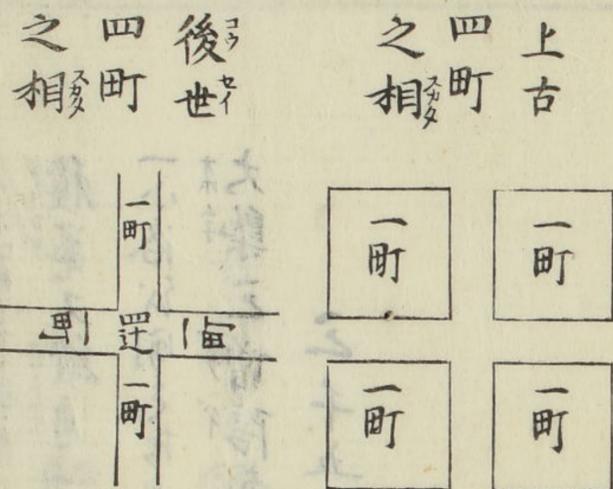
右獄 長安ハ堀川中御門の北
一町あり

九重圖



五十四

古今町之制度違變



上古の町は式丈の如く四十丈ありて
 丈敷田地の法を以て町敷を算する
 今のを町とては古より其の地理の間敷か
 かりし人々相向ひ不あはるる大洛
 小洛の通りは過すかき町とて是
 通法を町とては其の通りなる。圖は
 之の相なり。

上古兩京の町負^{ニチカス}一千二百十六町は今の世に道^{ミチノリ}倍^ニ其所^ニ積^{ツミ}聚^{アゲ}又縦^{タテ}通^{トス}北^{キタ}南^{ミナミ}の四^シ行^{タテ}を左^{ヒダリ}右^{ミダリ}に二^ニ行^{タテ}づのありては一小洛^{コノ}松^{マツ}園^ノとたる^ニ候^ニもそれ^ノ往^{ムカシ}古^ノの町^ノ敷^ニ今^ノの世^ニも大^{オホ}繁^{シブキ}之^ノ増^{ゾウ}陪^{バイ}あり^ニ小^コあり

二千五百六十八町許^ニ小^コ相^{サウ}當^{トウ}候^ニ

京^{キョウ}北^{キタ}の^ノ鳳^{ホウ}の^ノ尾^ビ 大尾

下^{シタ}上^{ウヘ}尾^ビ

寛政三年辛亥四月發行

京都書林

小川多左衛門
野田藤八
吉野屋為八

